

保護者 各位

高松市長 大西 秀人
(公印省略)

高松市施設等利用費請求書等の提出について (通知)

幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用給付認定を受けたお子様が、特定子ども・子育て支援施設等を利用した場合、本市から保護者の方へ施設等利用費をお支払いします。

次の方法により請求書等を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、書類の提出がない場合は、施設等利用費の支払いができませんので、御承知おきください。

1 提出書類

次の(1)及び(2)の書類を全てまとめて提出してください。

※ 利用したサービスにより必要な書類が異なります。次の表を御確認ください。

(1) 保護者の方に作成いただく書類

利用したサービス	書類名		
	高松市施設等利用費請求書	施設等利用費の請求に係る内訳書	
		A	B
預かり保育	○		○
認可外保育施設	○	○	
一時預かり	○	○	
病児保育	○	○	
子育て援助活動支援 (ファミサポ)	○	○	

※ 幼稚園及び認定こども園の1号(幼稚園部門)に在籍している方は利用したサービスに関わらず内訳書はBを使用してください。

※ 複数の施設等を御利用の場合は、全ての施設分をまとめて作成してください。

※ 書類の記入にあたっては、各様式の記載例を御確認ください。

※ 提出書類の様式は、利用する施設、こども保育教育課の窓口(本庁舎6F25番)又は高松市ホームページから入手してください。高松市ホームページでは、サイト内検索で「施設等利用給付の請求(償還払い)をしたいとき」で

QRコード⇒



(2) 特定子ども・子育て支援提供者(施設)が作成する書類

利用したサービス	書類名	
	特定子ども・子育て支援に係る提供証明書兼領収証	活動報告書 (子育て援助活動支援事業添付書類)
預かり保育	○	
認可外保育施設	○	
一時預かり	○	
病児保育	○	
子育て援助活動支援 (ファミサポ)		○

※ 保護者の方は利用施設に提供証明書兼領収書又は活動報告書の作成を依頼してください。

2 提出先及び提出方法

- (1) 御利用中の施設等が、提出書類の取りまとめを実施している場合
御利用中の施設等に、提出書類を3か月分まとめて提出してください。
(今回請求分は令和7年1月から3月利用分)
- (2) (1)以外の場合
保護者の方から直接、下に記載の問合せ先へ提出してください。

3 提出期間

- (1) 利用施設等へ提出する場合
御利用中の施設等が指定する日時まで
- (2) 本市へ直接提出する場合
令和7年5月1日(木)から5月30日(金)午後5時まで
※ 令和7年1月から3月利用分の提出期間を、これまでと変更しておりますので御注意ください。
※ 提出期限厳守
※ 提出期限に間に合わなかった場合は、次回の支払いとなります。

4 支払予定日

- 令和7年6月末頃
※ 事務処理の関係上、前後する場合がございます。

5 その他

今後の市への提出日等につきましては、提出月の前月末までに本市ホームページにより、お知らせいたします。

6 問合せ先

〒760-8571
香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市役所 こども保育教育課
電話 087-839-2358